

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2025年12月2日

【会社名】 株式会社アクアライン

【英訳名】 Aqualine Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梶 広長

【本店の所在の場所】 広島県広島市中区上八丁堀8番8号

【電話番号】 082-502-6644 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部次長 阿部 直之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 - 2 新霞が関ビルディング 1F

【電話番号】 03 - 6758 - 5588 (代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部次長 阿部 直之

【縦覧に供する場所】 株式会社アクアライン霞が関事務所
(東京都千代田区霞が関 3 丁目 3 - 2 新霞が関ビルディング 1F)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2025年11月28日開催の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5 第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告內容】

- (1) 株主総会が開催された年月日

2025年11月28日

- ## (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件（発行可能株式総数の変更）

当社の発行可能株式総数は12,000,000株ですが、2025年9月24日現在の当社発行済株式総数は7,129,429株となっております。将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を12,000,000株から28,517,716株に増加させるものであります。

第2号議案 定款一部変更の件（事業目的の変更）

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を変更するものであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
2. 目的 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) ~ (10) (条文省略)</u> <u>(11) 酒類の販売</u> <u>(12) ~ (24) (条文省略)</u> <u>(25) フィットネスクラブの経営</u> <u>(26) スポーツクラブ、スポーツ教室及び文化教室の経営</u> <u>(27) スポーツと美容に関するコンサルタント業務</u> <u>(28) トレーニング用機器・器具、運動器具及びスポーツ用品の販売</u> <u>(29) 医療用器具、理学診療用器具、口腔衛生器具及びその付属品の販売、賃貸</u> <u>(30) ~ (37) (条文省略)</u> (新設) (新設) (新設) (新設)	2. 目的 (現行通り) (1) ~ (10) (現行通り) (削除) <u>(11) ~ (23) (現行通り)</u> (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)
(38) 前各号に付帯する一切の業務	<u>(24) ~ (31) (現行通り)</u> <u>(32) 自動車のリース・レンタルに関する事業</u> <u>(33) 蓄電池及び関連機器の輸入・販売・レンタル・リースに関する業務</u> <u>(34) バッテリーマネジメントシステムなど蓄電池の効率的なシステム開発やコンサルティング業務</u> <u>(35) 蓄電池を用いた発電所の開発・運営・投資に関する業務</u> (36) (現行通り)

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役として、小野健晴氏の1名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐藤ゆかり氏、齊藤隆之氏の2名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件 (発行可能株式総数 の変更)	41,201	167	0	(注) 1	可決 99.55
第2号議案					

定款一部変更の件 (事業目的の変更)	41,286	82	0	(注) 1	可決	99.75
第3号議案 取締役1名選任の件 小野健晴	41,259	109	0	(注) 2	可決	99.69
第4号議案 監査役2名選任の件 佐藤ゆかり	41,272	96	0	(注) 2	可決	99.72
齊藤隆之	41,276	92	0		可決	99.73

- (注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上